

平成30年6月28日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「建設業取引適正化センター設置業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>本業務は、建設工事の請負契約に関するトラブル・苦情・相談等について、相談者に対して紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス及び関係法令の所管部局である行政機関の紹介を行う「建設業取引適正化センター」の設置・運営を行うものである。</p> <p>実施にあたっては、東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置の上、2名の常勤職員を専任で配置するとともに、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者をそれぞれの相談窓口勤務させ、相談業務を行う。</p>
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日（単年度事業）
受託事業者	<p>公益財団法人 建設業適正取引推進機構</p> <p>※平成21年度事業開始時より同法人が受注</p>
契約金額（税込）	44,280千円
入札の状況	1者応札（説明会参加＝1者／予定価内＝1者）
事業の目的	<p>建設工事の請負契約の相談窓口となる「適正化センター」を設置して紛争の解決や防止に向けた助言を行うとともに、寄せられた相談に関する争点と助言内容を典型的にとりまとめた事例集を作成することで、紛争の解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とする。</p>
選定の経緯	<p>競争性に課題があったことから、平成25年基本方針において選定。平成28年度市場化テスト開始までも競争性改善の取組を行ってきたところである。</p>

## II 評価

### 1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

### 2 検討

#### (1) 評価方法について

国土交通省から提出された平成29年4月から平成30年3月までの実施状況（平成30年度事業の入札状況も含む）についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

#### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準	評価
	適正な業務処理体制	相談体制に不足が生じることのないよう、実施要項に定める人員以上の職員を充てるなど、手厚い業務処理体制を確保している。
	適正な管理体制確保	業務分担や相談の受付・回答の流れ等を示した実施要領や業務フローチャート、相談内容を簡潔に理解できるよう相談申込書の様式を作成の上、職員に周知し、これに基づき適切かつ円滑に業務に当たっている。
	適正な業務報告	記録を的確に整理するため、相談受付・指導記録簿の様式を定めた上、仕様書に記載された類型に従い、指定の期日までに報告がなされている。
	相談に対する回答率	適正化センターに寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎月の平均が80%を上回ることを求めているところ、当日中の回答率は毎月100%となり、要求水準である80%を上回る結果となった。
相談対応結果の満足度	受託事業者が実施する相談対応結果に対する調査において、相談対応に対して「大変参考となった」及び「参考となった」とする評価が80%以上であることを求めたところ、「大変参考となった」及び「参考とな	

	<p>った」とする評価の合計が98.4%となっており、要求水準である80%を上回る結果となった。</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>国土交通省及び地方整備局等との意見交換の場において、建設業取引適正化センターで収集した相談事案について、トラブルの主な原因の傾向や相談が増加している地域の情報、実際の助言内容を報告することにより、行政担当者の業務遂行の一助に寄与するとの提案に基づき、事業の実施期間中に、上記内容について報告が行われた。</p> <p>また、建設業取引適正化推進月間において建設業取引の適正化のための啓発を行うとの提案に基づき、昨年度3つの地方整備局等が主催する講習会において講演を実施した。</p>

### (3) 実施経費

実施経費は、従前経費と比較して減少している。これは、28年度事業においては、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者の大阪市内に設置する相談窓口への勤務回数を減らすなど業務の効率化を図ったためである。また、29年度は事業者による常勤職員の人件費等の節減により費用が減少している。

市場化テスト移行前の平成27年度事業と、移行後の平成28年度事業、平成29年度事業を比較すると以下のとおりとなっている。

- 平成27年度事業の実施経費： 52,500千円（税抜）
- 平成28年度事業の実施経費： 42,000千円（税抜）
- 平成29年度事業の実施経費： 41,000千円（税抜）

民間競争入札導入前との比較（税抜）

（単位：千円）

業 務 分 類	平成 27 年度 一般競争入札 (A)	平成 29 年度 市場化テスト (B)	増減 B-A
人件費 技術者経費	1,749	1,270	▲479
常勤職員経費	34,319	27,768	▲6,551
直接経費 謝金	8,760	4,800	▲3,960
相談室賃借料	6,113	6,113	0
備品・消耗品費	176	200	24
光熱水料	200	144	▲56
印刷製本費	100	130	30
旅費交通費	100	12	▲88
通信運搬費	386	365	▲21
雑費	597	198	▲399
合 計	52,500	41,000	▲11,500

（４）選定の際の課題に対応する改善

競争性の改善	競争性の課題については、平成 29 年度については結果として説明会・入札とも 1 者という状況であり改善が進んでいない。 また、平成 30 年度事業には説明会に 2 者来たものの入札は 1 者となっている。
--------	--

（５）業務の特殊性等

- 相談対応に係るスキルのほか、重層下請け構造等の建設業の特性や取引形態に関する知識、建設業法や民法等関係法令に関する知識が不可欠であること。
- 紛争の内容、相談者の性格や心情、立場、希望する方向性など、特殊性が強いものとなっておりまた、相談者の 9 割が建設業者であり、かつ、建設業者の 99%は中小零細企業や個人事業者であることから、相談内容は主張・問題点が論理的に整理されていないことが多く、相談者に耳を傾け分かりやすく丁寧に対応する必要があること。
- 当該業務のような、相談対応を受ける業務については一般的には敬遠される傾向があること。

- 同種業務を行っている中小企業庁にヒアリングを行ったところ、委託先の現体制では対応できるマンパワーもなく、建設業法等の専門知識を有する人員を配置することが困難であり当該業務への参入は難しいとのこと。
- 建設業関係業務を行う一般財団法人にヒアリングを行ったところ、建設業の紛争関係に詳しい弁護士や専門家に心当たりがないこと、業務を実施するためのマンパワーがないこと、相談業務に関するノウハウがないこと等から当該業務への参入は難しいとのこと。
- 東京と大阪の業務の分割については、分割した場合管理者等の経費が膨らむこと、また現在受注している業者は東京の業者であり大阪が入札不調に陥る可能性があるというリスクがあることから難しいと考えられる。
- これ以上の事業資格等の緩和は業務の質にも影響が出ると考えられることから難しいと考えられる。(国土交通省内の有識者会議でも指摘あり。)
- 当該事業は単年度で完結するため複数年度化は難しいと考えられる。

#### (6) 競争性改善のための取組

市場化テスト導入に伴いこれまでも

- ・新旧の業務契約者の準備引き継ぎ期間の延長 2週間→2ヶ月
  - ・競争参加資格 等級制限なし
  - ・勤務要件の緩和(弁護士や土木・建築の有識者の勤務日数の軽減)
  - ・仕様書の記載内容の充実・明確化等(平成30年度は実施要項に掲載している相談事例の件数の拡大(6事例→20事例)、弁護士や土木・建築の有識者の勤務条件の明確化)
  - ・1者応札の改善・分析するために中小企業庁や建設業関係業務を行う一般財団法人へのヒアリングの実施。
  - ・関係団体等入札参加が期待される者へ個別に広報を実施するなど、周知の拡大を図っている等
- などに取り組んできているところである。

#### (7) 評価のまとめ

- 行政への当該業務で得られた知見のフィードバックが行われ、建設業界の事案に対し貢献したものと評価できる。
- 業務の実施にあたり確保されるべき目標として設定された質については、達成されており評価できる。
- 経費の削減効果については市場化テスト以前より削減が進んでおり評価できる。
- 競争性の改善については様々な取組を行ってきたものの1者応札が続いてお

り課題が認められる。

#### (8) 今後の方針

本事業の市場化テストは平成29年度の事業で2期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
  - 国土交通省が行う入札及び契約の適正を期し、並びに入札談合に対する的確な対応をするため、公正入札調査会議を設置している。
  - 総合評価落札方式を採用している本件業務の入札にあたり、土地・建設産業局物品等調達契約総合評価審査委員会において審議を行っている。
  - 確保されるべき公共サービスの質において目標を達成していた。
  - 経費削減において、従来経費から削減されていた。
- 一方、入札において、1者の応札であり、競争性に課題が残っている。

以上のとおり、競争性において課題が残るため、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

市場化テストの実施過程において(6)に記載のとおり様々な入札改善策が十分に講じられ、また、的確な広報活動により平成30年度事業においては複数の説明会参加者が確保されたが、競争性の確保には至らなかった。

この結果を踏まえて、入札参加者が期待される説明会参加者等に対してヒアリングを実施したところ、参入が困難な理由として(5)に記載のとおり、入札の改善では対応が困難な本事業に内在する特殊性等が明らかになった。

このため、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないと考えられる。

よって、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1. (2)「市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業」に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

また、監理委員会において複数年度化や業務体制のあり方については、引き続き国

土交通省において検討することを求めるとの意見がでた。

よって、今後の実施要項の作成に当たっては、これらの点についても十分に配慮されたい。

なお、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

以上

平成30年5月30日  
国 土 交 通 省

平成29年度建設業取引適正化センター設置業務の実施状況について

1. 事業概要

(1) 事業の内容

本業務は、建設工事の請負契約に関するトラブル・苦情・相談等について、相談者に対して紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス及び関係法令の所管部局である行政機関の紹介（以下、「相談業務」という。）を行う「建設業取引適正化センター」の設置・運営を行うものである。

本業務の実施にあたっては、東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置の上、2名の常勤職員を専任で配置するとともに、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者をそれぞれの相談窓口勤務させ、相談業務を行う。

(2) 事業の実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(3) 受注事業者

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

(4) 受注事業者決定の経緯

建設業取引適正化センター設置業務に係る民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び総合評価申請書（技術提案書）について審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

また、開札の結果、入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記の者が落札者となった。

2. 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成29年度事業における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおり。

(1) 業務の適正かつ確実な履行

本業務に関し、公共サービスの質を確保するため、総合評価基準の必須項目に掲げる業務処理体制、管理体制を整え、実施要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を適正かつ確実に履行することを求めているところ、受注事業者は、業務実施にあたり、業務分担や相談の受付・回答の流れ等を示した実施要領や業務フローチャート、相談内容を簡潔に理解できるよう相談申込書の様式を作成の上、職員に周知し、これに基

づき適切かつ円滑に業務に当たっている。

また、業務報告について、記録を的確に整理するため、相談受付・指導整理簿の様式を定めた上、仕様書に記載された類型に従い、指定の期日までに報告がなされている。

## (2) 回答率

適正化センターに寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎月の平均が80%を上回ることを求めているところ、当日中の回答率は毎月100%となり、要求水準である80%を上回る結果となった。

## (3) 相談対応結果の満足度

受注事業者が実施する相談対応結果に対する調査において、相談対応に対して「大変参考となった」及び「参考となった」とする評価が80%以上であることを求めたところ、「大変参考となった」及び「参考となった」とする評価の合計が98.4%となっており、要求水準である80%を上回る結果となった。

大変参考となった	22.9%
参考となった	75.5%
あまり参考とならなかった	1.5%
参考とならなかった	0.0%

## 3. 実施経費の状況

市場化テスト移行前の平成27年度事業と、移行後の平成28年度事業、平成29年度事業を比較すると以下のとおりとなっている。

○平成27年度事業の実施経費： 52,500千円（税抜）

○平成28年度事業の実施経費： 42,000千円（税抜）

○平成29年度事業の実施経費： 41,000千円（税抜）

## 4. 民間事業者からの技術提案を反映した業務の履行状況

国土交通省及び地方整備局等との意見交換の場において、建設業取引適正化センターで収集した相談事案について、トラブルの主な原因の傾向や相談が増加している地域の情報、実際の助言内容を報告することにより、行政担当者の業務遂行の一助に寄与するとの提案に基づき、事業の実施期間中に、上記内容について報告が行われた。

また、建設業取引適正化推進月間において建設業取引の適正化のための啓発を行うとの提案に基づき、昨年度3つの地方整備局等が主催する講習会において講演を実施した。

## 5. 評価

### (1) サービスの質について

受注事業者における実施状況は、実施要領や業務フローチャート等を作成の上、業務運営にあたり、適切かつ確実に業務が行われていると評価できる。

当日中の回答率及び満足度については、設定した目標値以上の結果となった。これは、本業務の位置づけを十分理解した上で、相談者の主張等を十分聴取し論理的に整理を行った上で、適切な回答を行った結果と評価できる。

また、本業務は、行政指導等による問題解決が困難な請負契約をめぐる紛争事案を受けるものであり、行政では覚知できない情報も多い。本業務で受ける相談において特異な傾向を有する事業者について情報提供を受けることは、行政としても重要な情報源であり、有意義なものと評価できる。

## (2) 実施経費について

市場化テスト移行前の平成27年度事業と移行後の平成28年度事業とを比較すると、1,500千円減となっているが、これは平成27年度事業と比較して、平成28年度事業では、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者の大阪市内に設置する相談窓口への勤務回数を減らしたことなど、仕様内容を変更したことに起因するものと考えられる。

また、平成28年度事業と平成29年度事業を比較しても、1,000千円減となっているが、これは常勤職員の人件費の減少が主な原因だと考えられる。

## (3) 競争性の確保について

建設業法等の専門知識を有する人員を配置することは本業務の水準を維持する上で欠かせない部分であるため、それ以外の部分で要件の緩和等を行い、競争性が確保されるよう取り組みを行ってきたところであるが、現在まで1者入札が続いている状況である。

## (4) その他

平成29年度末時点において、発注者による受注事業者への業務改善指示及び受注事業者の法令違反の事実はない。

## 6. 次期事業の方針

以上のとおり、受注事業者の取組状況は良好なものであるが、1者応札であったことから競争性の確保面では十分とはいえない結果となった。

しかし、国交省としてはこれまで業務の質を維持した上で可能な限りの改善を実施している。

本業務において相談者に提供されるアドバイスは、紛争の解決に十分寄与するよう、より質の高い的確なものであることが求められており、紛争の内容、相談者の性格や心情、立場、希望する方向性など、特殊性が強いものとなっている。また、相談者の9割が建設業者であり、かつ、建設業者の99%は中小零細企業や個人事業者であることから、相談内容は主張・問題点が論理的に整理されていないことが多く、相談者に耳を傾け分かりやすく丁寧に対応する必

要がある。そのためには、相談対応に係るスキルのほか、重層下請け構造等の建設業の特性や取引形態に関する知識、建設業法や民法等関係法令に関する知識が不可欠となるが、中小企業庁や建設業関係業務を行う一般財団法人2社へのヒアリングにより、専門知識を有する人材の確保が容易ではないことを確認された。また、こうした相談対応業務について、一般的には敬遠する傾向があると思われる。

なお、本業務については、国土交通省での入札の際に実施している有識者会議においても意見を頂いているところだが、有識者からは毎年要件等の緩和を行い入札参加のハードルを下げているが、それが相談業務の質の低下に繋がらうのではないかとのご指摘をいただいているところである。

以上を踏まえると、本業務の特殊性等の要因から、質を維持した上で更なる改善を行うことは困難であるため、終了プロセスに移行することとしたい。

なお、終了後もこれまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続きに関する事項を踏まえた上で、更なる競争性の改善に努め、引き続き公共サービスの向上、コストの削減を図る努力をして参りたい。

## (別紙2) 自己チェック資料

平成30年5月30日  
国土交通省土地・建設産業局建設業課

### 民間競争入札実施事業

#### 「建設業取引適正化センター設置業務」の自己チェック資料

##### ① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

(複数の業務を1つに統合するという点では、) 専門性の高い人員を配置する要件の緩和についてご指摘がありました。このことについて、弁護士や土木・建築に携わる有識者の確保を容易にするため、東京と大阪での兼務を可能とすることを実施要項において明確化しました。

また、(1つの業務を別々の業務に分割するという点では、) 東京と大阪にそれぞれ窓口を設ける相談対応から、東京と大阪の業務を分けて発注することはできないかのご指摘がありました。

このことについて、仕様書では業務を管理・監督するために管理技術者を1名置くことを要件としておりますが、現在は東京・大阪をまとめて発注しているため、受注事業者は1人の管理技術者を置いて、東京・大阪の双方を同一の水準で管理・監督することができます。しかし、分割発注した場合には、受注事業者が東京と大阪で異なる可能性があるため、管理技術者を東京・大阪のそれぞれに置いて頂く必要があります。現状より費用が増えてしまう恐れや助言等の不均衡が生じる恐れがあります。

また、本件業務の特殊性から1者応札が続いている現状において、東京と大阪を分割して発注した結果、現在の受注事業者(事業所は東京のみ)が東京の発注に限って参入した場合に、大阪が入札不調に終わるリスクが考えられるため、一括発注が望ましいと考えました。

## ② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

平成21年の事業開始より公益財団法人1者による応札が続いているところですが、平成29年度に至るまでに

- ・新旧の業務契約者の準備引き継ぎ期間の延長 2週間→2ヶ月
- ・競争参加資格 等級制限なし
- ・勤務要件の緩和（弁護士や土木・建築の有識者の勤務日数の軽減）
- ・仕様書の記載内容の充実・明確化等（平成30年度は実施要項に掲載している相談事例の件数の拡大（6事例→20事例）、弁護士や土木・建築の有識者の勤務条件の明確化）
- ・1者応札の改善・分析するために中小企業庁や建設業関係業務を行う一般財団法人へのヒアリングの実施。
- ・広報・周知の拡大 等

業務の質を維持した上で可能な限りの改善を試みてはいるものの、改善には至っていないところです。

平成28年度に同種業務を行っている中小企業庁へのヒアリングを行ったところ、建設業法等の専門知識を有する人員を配置することが困難との回答を得ており、また平成29年度は建設業関係業務を行う一般財団法人2社にヒアリングを実施しましたが、建設業の紛争関係に詳しい弁護士や専門家に心当たりがないこと、業務を実施するためのマンパワーがないこと、相談業務に関するノウハウがないこと等から請け負うのは困難との回答を得ているところです。

もとより、本件業務において相談者に提供されるアドバイスは、紛争の解決に十分寄与するよう、より質の高い的確なものであることが求められており、紛争の内容、相談者の性格や心情、立場、希望する方向性など、特殊性が強いものとなっております。また、相談者の9割が建設業者であり、かつ、建設業者の99%は中小零細企業や個人事業者であることから、相談内容は主張・問題点が論理的に整理されていないことが多く、相談者に耳を傾け分かりやすく丁寧に対応する必要があります。そのためには、相談対応に係るスキルのほか、重層下請け構造等の建設業の特性や取引形態に関する知識、建設業法や民法等関係法令に関する知識が不可欠となります。また、こうした相談対応を受けることについて、一般的には敬遠する傾向があると思われまます。このような中で、事業者として人材を確保するのは容易ではないことの推測はありましたが、ヒアリングにより実態としても専門知識を有する人材の確保が容易ではないことを改めて確認したところです。

なお、本件業務については、国土交通省での入札の際に実施している有識者会議においても意見を頂いているところですが、有識者からは毎年要件等の緩和を行い入札参加のハードルを下げているが、それが相談業務の質の低下に繋が

りうるのではないかとのご指摘をいただいているところです。

以上を踏まえると、本件業務の質を維持した上でこれ以上の要件緩和を行うことは極めて困難であると考えます。

**【参考】(公財)建設業適正取引推進機構の概要**

建設業に係る取引に関する法令の遵守を徹底せしめ、建設業及びこれに関連する業を営む者の資質の向上、建設生産システムの合理化、公正かつ自由な競争秩序の確立を図り、もって建設業及びこれに関連する業の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、平成4年に設立された。

事業としては、(1)建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律その他の建設業に係る取引に関する法令(以下「関係法令」という。)についての講習会の実施及び建設業者団体等が実施する関係法令についての講習会に対する講師の斡旋等、(2)建設業に係る取引の適正化及び関係法令の適用に関する助言及び指導、(3)建設業に係る取引の適正化及び関係法令の適用に関する調査研究、(4)建設業に係る取引の適正化及び関係法令の適用に関する情報、資料等の整備及び提供、(5)建設生産システムの合理化に関する啓発、(6)(1)～(5)に掲げる事業に関する業務の受託、(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業、を行っている。

建設業取引適正化センター設置業務については平成21年の事業開始当初より(公財)建設業適正取引推進機構が受注している。なお、(公財)建設業適正取引推進機構の経常収益に占める建設業取引適正化センター設置業務の割合は約22%である(平成30年度正味財産増減予算より)。